

横浜市立大学先端医科学研究センターバイオインフォマティクス解析センターが実施する
バイオインフォマティクス実習に関する規程

制 定 令和元年5月1日 規程第 3 号
最近改正 令和4年12月23日 規程第 67 号

(趣旨)

第1条 この規程は、横浜市立大学先端医科学研究センターに設置したバイオインフォマティクス解析センター（以下「解析センター」という。）が実施するバイオインフォマティクス実習（以下「実習」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 実習とは、解析センターが学内外の実験研究者に対して、大規模データの解析手法などバイオインフォマティクスの理解促進と普及を図るために開催する実習と講義によるプログラムをいう。

(実習参加者)

第3条 開催にあたっては募集要領を定め、実習参加者（オンデマンド配信の聴講参加者を含む。以下同じ。）を学内外から広く募集するものとする。

(参加費)

第4条 解析センターは、実習参加者から別に定める参加費を徴収する。ただし、先端医科学研究センター長が特別の事由があると認める場合は、参加費の全部又は一部を免除することができる。

2 参加費については、解析センターの責に帰すべき事由以外、返金又は減額しない。

(納入方法)

第5条 実習参加者は、解析センターが発行した請求書に基づき、納入期限までに参加費を支払うものとする。なお、実習参加者が横浜市立大学の教員である場合には、参加費を研究費振替とすることができる。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、実習に関して必要な事項は解析センターが定める。

附 則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年5月1日から施行する。

附 則（令和4年規程第57号）

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和4年規程第67号）

この規程は、令和4年12月23日から施行する。